

地域子育て支援だより No.7

～入所選考の仕組み・入所申請でよくある質問～



西東京市子育て支援部 幼児教育・保育課 令和4年8月 発行

★★令和5年度認可保育施設入所申請のお知らせ★★

◆令和5年度「保育施設 入園のご案内」及び「保育・教育施設等案内」は、10月中旬より配布開始予定です。（就労証明書のみ、9月下旬より配布です。）これらの冊子や申請書類等は、市のホームページからダウンロードもできます。

◆認可保育施設の令和5年4月入所申請の受付は、11月上旬から（郵送は10月下旬）11月中旬となります。申請の詳しい日程等は、令和4年9月の市報やホームページでお知らせしますので、ご確認ください。



今回は、認可保育施設入所申請に関する質問で、質問の多い
“利用調整の仕組み”について解説しましょう！

利用調整とは

保育所の定員を超える応募があった場合、一定の基準によって、入所選考を行う必要があります。まずは提出された証明書類をもとに、保育の必要性を点数化します。その点数を「指数」といいます。

◆「指数」とは、保護者それぞれの保育の必要な状況を定められた基準に従って点数化し、合算したものです。「指数」の計算は、「基本指数」＋「調整指数」＝「指数」となります。

「基本指数」＝保護者の就労状況（フルタイム勤務か、就学かなど）や病気や障害、介護などといった、保護者の保育必要理由を点数化したもの。

「調整指数」＝家庭の状況に合わせて、該当する方のみに加算・減算される。

例：父母ともにフルタイムで、育児休業からの復職の場合

父：基本指数50点＋母：基本指数50点＋調整指数5点（No.5育休復職）＝合計指数105点

◆「指数」が同点の場合は、「優先項目」によって順位を決定します。

利用調整では、「指数」の高い方から、希望園に内定します。

◆「指数の高い方から順に入所選考を行うため、第一希望園に空きがあったとしても、他に指数の高い方が第2希望以下で同園を希望した場合には、指数の高い方が先に内定します。

◆入所選考にあたり、選考基準に記載されている内容以外で順位が決定することはありません。

なるほど！指数順に公平に入所選考をするのね！

利用調整は「西東京市保育所入所選考基準」に基づいて行います。
※詳しくは「保育施設 入園のご案内」をご確認ください。





入所申請でよくある質問Q&A



Q1：指数がどのくらいあれば入所できるの？

A：各施設の年齢ごとの募集人数や申し込み状況によって異なるため、具体的な指数での答えはできません。

令和4年4月一次入所の園毎の申込人数や最低内定指数を市HP等で公開していますので、参考にしてみてください。

Q2：保護者の雇用形態がパート勤務だと指数は低くなりますか？

A：就労状況（就労日数・時間や外勤・内職等）により指数が変わるため、自営業やパート勤務、正社員等の雇用形態による指数の差はありません。

Q3：復職前に認可外保育施設に子ども預けると有利になるの？

A：西東京市の基準では、認可外保育施設等に子どもを預けている場合と育児休業から復職する場合の調整指数は同じです（重複しません）ので、育休中の方に関しては有利にはなりません。

入所選考基準は自治体によって異なりますのでご注意ください。



Q4：育休を延長するために保育園に落ちることはできますか？

A：同意書を提出すると、提出者の指数を0点で審査します。それでも欠員の出る施設を希望すると内定が出る可能性があるため、希望園は慎重に選んでください。結果通知には点数が表示されるため、絶対に勤務先が知り得ないというものではありません。

減点の適用にあたっては、制度をご理解の上、申請者の方の責任でお申込みください。

Q5：指数が同じ場合の優先順位はどのように決めるのですか？

A：指数が同点の場合は、入所選考基準に定められた優先項目に従って入所順位を決定します。優先項目は第1～第8まであり、第1から順番に該当する世帯が優先となります。例えば、きょうだいがいる場合や保護者が保育士であるなどの項目があります。

条件がまったく同じであれば、最終的には第8優先項目の「前年度の住民税額の低い世帯を優先する」が適用されます。

◆そのほか、「保育施設 入園のご案内」の冊子に「よくある質問」を記載しています。ご参考までにご覧ください。

◆保育施設の入所申請でわからないことがありましたら、地域子育て支援推進員にご相談ください。

西東京市 子育て支援部 幼児教育・保育課
西東京市役所 田無第2庁舎2階
☎042-460-9842

